

コーポレート・ガバナンス

■ コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制の概要等

当行は、監査役制度を採用しており、業務執行についての検討・決定機関として、取締役会および経営会議において、重要事項の協議・決定を行っております。

当行の「取締役会」は、取締役9名で構成され、経営の基本方針に基づく経営上重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。なお、取締役のうち、社外取締役2名が業務執行から独立した立場で加わることにより、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。また、「経営会議」は、頭取および常勤取締役で構成され、取締役会の決議した経営の基本方針に基づき、経営上の基本的な事項について協議しております。

当行におけるリスク管理体制の整備状況は、「リスク管理の基本方針」をはじめとするリスク管理規程体系を整備し、リスク管理の方針や管理方法を明確にしております。具体的には、信用・市場・流動性・オペレーション等の各リスク・カテゴリーごとの管理の主管部署を定め、リスクの規模・特性に見合ったリスク管理を行うとともに、統合的リスク管理部署が各リスクを統合的に管理し、リスクの把握およびコントロールを行っております。また、許容限度外のリスクを生み出さない、放置しないための組織として、「ALM委員会」を設置しております。「ALM委員会」は、資産・負債に内在するリスク量を把握、検討のうえ、適正な水準にコントロールするとともに、金利予測に基づいた資産・負債の総合管理を行うことにより、収益の拡大、戦略目標の策定等に資することを目的としております。

当行と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

■ コンプライアンス（法令等遵守）体制

当行は、法令等遵守態勢の整備・確立は、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題のひとつであり、当行の公共的使命や社会的責任を役職員が強く認識するとともに、高い倫理観を持って行動することが重要であり、役職員全員がコンプライアンス、すなわち法令や社会的規範の遵守に徹した企業風土を醸成していくことが必要であると考えております。

当行では、効果的なコンプライアンス体制を確立するため、リスク統括室を統括部署と定めるとともに、本部グループマネージャー・室長および営業店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス管理者に任命し、その役割を明確にしております。また、本部各部署においてコンプライアンス態勢整備のため実践すべき項目をまとめた「コンプライアンスプログラム」を毎年策定しており、進捗状況を定期的に経営会議へ報告しております。また、役職員の遵法意識を一層高めるため、コンプライアンスマニュアルを配付し、勉強会や研修等により徹底を図っております。

◆反社会的勢力への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。また、リスク統括室を反社会的勢力統括部署とし、警察等の外部専門機関と連携し、早期に適切な措置を講じるなど当該勢力の排除に向けた態勢を整備しております。

◆マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与防止の対応

マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与防止に関する統括部門をリスク統括室、統括責任者を同室担当役員とし、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与防止(反社会的勢力との関係遮断や疑わしい取引の届出含む)に向けて、「マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与防止の基本方針」を定め、行内全体で組織的に対応しております。

■ 統合的リスク管理態勢

◆統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関する、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当行では、「リスク管理の基本方針」に基づき、当行の直面するリスクを総体的に捉え、適切に管理し、業務の健全性および適切性を確保しております。

自己資本の充実度に関しては、当行が自ら晒されているリスクを統合的に把握し、保有するリスクと自己資本を比較し、そのリスクに照らして自己資本の十分性を評価しております。具体的には、自己資本（コア自己資本）の範囲内で、各リスク・カテゴリーに対して業務計画に基づいたリスク資本を配賦し、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等の各リスク量がその範囲内に収まるようにコントロールしております。

◆市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。主として金利リスク・為替リスク・価格変動リスクの3つのリスクをいいます。

当行では、「リスク管理の基本方針」に基づき、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに応じた、市場リスクの管理に必要な取り決め、当行の直面する市場リスクの洗い出し、市場リスク管理の管理対象とするすべてのリスクについての計測・分析を行っております。

◆信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当行では、「リスク管理の基本方針」に基づき、信用リスクの顕在化により発生する損失を抑制するため、与信先の信用状態を与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理するとともに信用リスクを適正に把握し、適切な与信ポートフォリオ管理により、資産の健全性並びに収益性の維持向上を図っております。特に与信集中リスクを管理するため、「与信ポートフォリオ管理基準」に基づき大口与信集中リスク管理を行っております。

◆オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）および金融機関自らが「オペレーション・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

当行では、「リスク管理の基本方針」に基づき、当行全体として総合的にオペレーション・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減することにより、総合的な管理を行っております。また、各リスクの特性に応じて定性的手法、または定量的手法により、リスクの特定・評価を行い、定期的にモニタリングを行っております。

◆流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）をいいます。

当行では、「リスク管理の基本方針」に基づき、流動性リスク管理および資金繰り管理部署が資金繰りの逼迫度を管理するとともに、資金繰りに影響を及ぼすと思われる事項についての情報を収集分析することにより適切な対応を行っております。また、内部監査部署は、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定し、流動性リスクの管理状況の監査を行い、ALM委員会は資産・負債の状況を総合的に把握するとともに流動性リスク管理および資金繰り管理部署の管理手法等をモニタリングし、流動性リスクの総合的な分析・管理を行っております。具体的な資金繰り状況は平常時、懸念時、危機時に区分し、それぞれに応じた流動性リスクを総合的に管理し、迅速な対応を行うことにより資金繰りの安定を図ることとしております。

◆危機管理

当行では、地震等の大規模災害の発生などにより、業務が継続できなくなるリスクへ適切に対応するために「危機管理基本規程」を定めております。大規模災害の発生時においても早期に被害の復旧を図り、地域金融機関としての機能を維持するために、優先して継続する重要業務等に関する事項を取り決めた「業務継続計画（BCP）」を策定するなど、適切な危機管理態勢の構築に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）ほか

■ プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当行では、お客さまの個人情報の保護の重要性を認識し、次のように「プライバシーポリシー」を定め、取り組んでおります。

1. 個人情報の収集・利用・提供

お客さまの個人情報は、利用目的の範囲内で収集し、当該利用目的以外には利用いたしません。またお客さまの個人情報は、適切な方法で管理し、特別の事情がないかぎり、お客さまのご承諾なく第三者に開示・提供いたしません。

2. 個人情報の適正管理

お客さまの個人情報は、紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないよう万全のセキュリティ対策を講じ、適正に管理いたします。

3. 個人情報に係る法令等の遵守

個人情報保護法などの法令・金融庁ガイドラインその他の規範を遵守し、お客さまの個人情報を取扱いたします。

4. 個人情報の委託

お客さまの個人情報に関する取扱を外部に委託する場合は、適正な取扱を確保するための契約の締結や実施状況の点検等を実施いたします。

5. 個人情報の開示・訂正・削除等

お客さまの個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止等をご希望される場合は、状況等お伺いした上で、必要なお手数をご案内させていただきます。

6. 個人情報保護体制の見直し・改善

お客さまの個人情報の取扱が適正に行われるよう、役職員への教育を徹底するとともに、個人情報保護体制について、定期的に見直し・改善を実施いたします。

7. 本件に関するお問い合わせ

本件に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

〒910-0023 福井市順化1-6-9

株式会社 福邦銀行 お客さま相談室

☎ 0120-298-294

当行は、下記認定個人情報保護団体の会員です。下記団体では、会員の個人情報の取扱についての苦情・相談をお受けしております。

《銀行業務等》全国銀行個人情報保護協議会 (<https://www.abpdpc.gr.jp/>)

【苦情・相談窓口】TEL (03) 5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

《証券業務》日本証券業協会 個人情報相談室 (<https://www.jsda.or.jp/>)

【苦情・相談窓口】TEL (03) 6665-6784

■ 個人番号および特定個人情報に関する基本方針

当行は、「お客さまの個人番号」および「個人番号をその内容に含む個人情報(特定個人情報)」の取扱いに関し、関係法令の遵守、個人番号の利用目的、安全管理措置等について基本方針を定め当行ホームページで公表しております。

■ 利益相反管理方針

当行および当行のグループ会社とお客さまの間並びに当行および当行のグループ会社のお客さま相互間における「利益相反のおそれのある取引」について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適正に業務を遂行するため、「利益相反管理に関する事項」を定め、その管理方針の概要を当行ホームページで公表しております。

■ 当行が契約している銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会

【連絡先】全国銀行協会相談室 TEL 0570-017109 または (03) 5252-3772

関係会社の状況・沿革

■ 関係会社の状況

事業の内容 (2024年3月31日現在)

当行は、株式会社福井銀行の連結子会社となっております。

当行グループは、当行と連結子会社1社で構成されており、福井銀行グループの一員として、銀行業務を中心とした総合的な金融サービスの提供に係る事業等を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

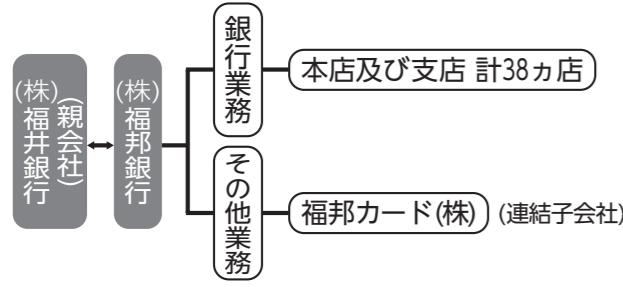
〔総合金融サービス業〕

当行の本店、支店の38か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

連結子会社の福邦カード株式会社においては、クレジットカード業務及び保証業務を展開しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図 (2024年3月31日現在)



(連結子会社)
福邦カード株式会社
〒910-0023
福井市順化1丁目3番3号 福銀センタービル4F
TEL (0776) 27-7772
URL <https://www.fukuhocard.co.jp>
設立=1990年5月31日 資本金=30百万円
事業内容=クレジットカード業務および信用保証業務
当行が所有する議決権所有割合=100.0%
当行の子会社等が所有する議決権割合=0%

■ 沿革

1943年 11月	福井無尽株式会社、武生無尽株式会社、越前無尽株式会社が合併し、若越無尽株式会社設立
1951年 10月	相互銀行法の施行に伴い、株式会社福井相互銀行に商号変更
1983年 4月	国債の窓口販売業務を開始
1985年 10月	相互ファイナンス株式会社設立
1986年 10月	外国為替業務の取扱開始
1987年 6月	商品有価証券売買業務を開始
1988年 4月	増資を行い資本金7億65百万円となる
1988年 4月	福邦ビジネスサービス株式会社設立
1988年 10月	公募による増資を行い資本金10億65百万円となる
1989年 4月	普通銀行に転換し、株式会社福邦銀行に商号変更
1990年 5月	福邦カード株式会社設立
1991年 4月	増資を行い資本金15億1百万円となる
1992年 7月	担保附社債信託業務を開始
1992年 12月	社債等登録機関の指定、事務取扱開始
1994年 4月	信託代理店業務の事務取扱開始
1995年 2月	第三次オンラインシステムの稼働開始
1995年 4月	第三者割当による増資を行い資本金22億円となる
1998年 3月	京都共栄銀行の営業の一部譲受
2000年 3月	第三者割当による増資を行い資本金43億円となる
2000年 4月	福邦オフィスサービス株式会社設立
2000年 10月	証券投資信託の窓口販売業務を開始
2001年 4月	損害保険の窓口販売業務を開始
2001年 9月	春江信用組合の事業譲受
2002年 10月	生命保険の窓口販売業務を開始
2003年 3月	相互ファイナンス株式会社の事業を福邦カード株式会社等が承継し、同社清算
2004年 5月	富山第一銀行小松支店の営業の一部譲受
2009年 3月	第三者割当による優先株式を発行し、資本金73億円となる
2012年 3月	福邦ビジネスサービス株式会社と福邦オフィスサービス株式会社を清算
2013年 4月	福邦カード株式会社有担保ローン保証事業の一部を吸収分割
2019年 1月	勘定系システム「STELLA CUBE」へ移行、稼働開始
2020年 3月	株式会社福井銀行との包括提携(Fプロジェクト)を開始
2021年 5月	株式会社福井銀行と資本業務提携契約を締結
2021年 10月	優先株式の取得および償却を実施
2021年 10月	株式会社福井銀行を割当先とする第三者割当増資を実施し、資本金98億円とし
2023年 11月	株式会社福井銀行との経営統合に関する基本合意を締結

店舗一覧

店舗38か店

(2024年7月1日現在)

■ 店舗一覧

福井市 (13か店)

店番	店名	郵便番号	住所	電話番号
002	本店営業部	910-0023	福井市順化1-6-9	(0776) 21-2500
007	フェニックス通り支店	910-0018	福井市田原1-5-2	(0776) 21-2830
008	日の出支店	910-0023	福井市順化1-6-9 (本店営業部内)	(0776) 25-5132
009	新田塚支店	910-0064	福井市新田塚町605	(0776) 23-4011
010	若杉支店	918-8056	福井市若杉浜3-202	(0776) 35-0700
020	堀の宮支店	910-0017	福井市文京6-16-32	(0776) 21-5700
030	成和支店	910-0854	福井市御幸4-20-1	(0776) 21-6360
040	高木支店	910-0804	福井市高木中央2-515	(0776) 53-3500
050	森田支店	910-0804	福井市高木中央2-515 (高木支店内)	(0776) 53-3500
060	社支店	918-8026	福井市渕3-1018	(0776) 34-2190
070	花堂支店	918-8014	福井市花堂中1-14-17	(0776) 34-2870
071	開発支店	910-0842	福井市開発2-107-1	(0776) 53-6600
074	春日支店	918-8014	福井市花堂中1-14-17 (花堂支店内)	(0776) 34-2870

嶺北 (福井市外) (13か店)

110	春江支店	919-0431	坂井市春江町為国第21-3-9	(0776) 51-0089
120	三国支店	919-0431	坂井市春江町為国第21-3-9 (春江支店内)	(0776) 51-0089
130	金津支店	919-0431	坂井市春江町為国第21-3-9 (春江支店内)	(0776) 51-0089
140	丸岡支店	910-0236	坂井市丸岡町本町2-13	(0776) 66-2010
150	松岡支店	910-1133	吉田郡永平寺町松岡春日1-31-2	(0776) 61-0063
160	勝山支店	911-0804	勝山市元町1-18-11	(0779) 88-1576
170	大野支店	911-0804	勝山市元町1-18-11 (勝山支店内)	(0779) 88-1576
210	鯖江支店	916-0021	鯖江市三六町1-5-16 (神明支店内)	(0778) 52-6500
211	神明支店	916-0021	鯖江市三六町1-5-16	(0778) 52-6500
220	今立支店	915-0068	越前市天王町3-33 (生支店内)	(0778) 24-3210
230	武生支店	915-0068	越前市天王町3-33	(0778) 24-3210
232	村国支店	915-0068	越前市天王町3-33 (生支店内)	(0778) 24-3210
240	越前支店	916-0021	鯖江市三六町1-5-16 (神明支店内)	(0778) 52-6500

嶺南 (6か店)

310	敦賀支店	914-0058	敦賀市三島町2丁目1番6号	(0770) 22-5522
320	美浜支店	919-1141	三方郡美浜町郷市13-6-1	(0770) 32-1137
330	三方支店	919-1141	三方郡美浜町郷市13-6-1 (美浜支店内)	(0770) 32-1137
340	上中支店	917-0072	小浜市千種1-2-1 (小浜支店内)	(0770) 52-2910
350	小浜支店	917-0072	小浜市千種1-2-1	(0770) 52-2910
360	高浜支店	919-2229	大飯郡高浜町三明2-47	(0770) 72-1311

石川県 (2か店)

410	小松支店	923-0926	小松市竜助町101 (福井銀行小松支店内)	(0761) 22-7373
420	金沢支店	920-0025	金沢市駅西本町2-2-2 (福井銀行金沢支店内)	(076) 262-0266

京都府 (3か店)

510	舞鶴支店	624-0841	舞鶴市字引土小字両官田295-13	(0773) 75-1290
520	東舞鶴支店	624-0841	舞鶴市字引土小字両官田295-13 (舞鶴支店内)	(0773) 75-1290
530	京都支店	604-0847	京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535 日土地京都ビル内	(075) 231-6171

大阪府 (1か店)

610	大阪支店	530-0043	大阪市北区天満2-5-10 天満橋ビル内4F	(06) 6352-5051
-----	------	----------	------------------------	----------------

■ その他

店番	店名	郵便番号	住所	電話番号
	ゆめプラザ	910-0018	福井市田原1丁目5番2号 (フェニックス通り支店内)	0120-683-29

主要な業務内容・役員

■ 主要な業務内容

預金業務

◎預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

貸出業務

◎貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

◎手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

商品有価証券売買業務

公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

株式等に投資を行っております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取扱っております。

■ 役員 (2024年7月1日現在)

取締役頭取 (代表取締役)	湯浅 徹	取締役	小林 義史
常務取締役 (代表取締役)	林田 和博	取締役	中川 忠洋
取締役	中村 肇	取締役	西島 康隆
取締役	小林 郁夫	常勤監査役	南出 晓弥
取締役	窪田 鉄也	監査役	上野 嘉蔵
取締役	瀧波 史織	監査役	森口 功一
執行役員	吉村 直樹	執行役員	一瀬 啓史

(注) 1. 取締役中川忠洋および取締役西島康隆の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役上野嘉蔵および監査役森口功一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

お知らせ

○ インターネットバンキングのセキュリティ対策強化

ホームページやインターネットバンキングをより安全にご利用いただくため、フィッシング詐欺やMITB（マン・イン・ザ・プラウザ）攻撃対策機能を持つ不正送金対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」を導入しております、無料でご利用いただけます。

個人のお客さま・・・ ワンタイムパスワードを採用しており、ログインや振込取引時に高いセキュリティを確保しています。

法人のお客さま・・・ 当行が発行する電子証明書を利用することで、『なりすまし』等の不正利用防止が図れるとともに、1回限り有効なメール通知パスワードを利用することで、更なるセキュリティを確保しています。

お問い合わせ 【インターネットバンキングヘルプデスク】 ☎ 0120-898-294

受付時間： 平日 9:00～17:00 (銀行窓口休業日を除きます)

○ 「特殊詐欺」を未然防止するための取組強化

全国的に多発している振り込み詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、お客さまが多額の現金払戻しやお振込みを希望される場合、「自己宛小切手(預金小切手)」のご利用をお勧めする場合がございます。当行では、地域金融機関として福井県警察本部、関係各機関と厳密な連携を図り、お客さまの大切な財産をお守りするため、特殊詐欺被害の未然防止に努めています。

※自己宛小切手とは・・・ 銀行が支払人として振出す小切手のことで、受取人が直接に現金の受領することはできず、ご指定の口座に入金となるよう取立依頼をされる必要があります。このため、誰に支払われたかが明確になり被害防止の効果が期待できます。

○ 「振り込み詐欺救済法」に伴う相談窓口

当行では、「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害資金を当行の口座に振り込まれた方から、被害回復分配金の支払い等についてのお問い合わせをお受けしております。

※振り込み詐欺救済法とは・・・ 被害者救済の観点から、振り込み詐欺等の犯罪行為により、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭った方に分配すること目的にしています。

○ 「偽造・盗難キャッシュカード被害」に対する補償

「預金者保護法(偽造カード等および盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律)」の施行に伴い、偽造・盗難キャッシュカード等を用いたATMからの不正な預貯金払戻し被害について、お客さまに重大な過失がある場合を除き、補償を行っております。

お問い合わせ 【お客さま相談室】 ☎ 0120-298-294

受付時間： 平日 9:00～17:00 (銀行窓口休業日を除きます)